

応急修理の書類の提出期限等について

申込期限: **令和 8 年 5 月 29 日(金)** (修理申込書の提出期限)

完了期限: **令和 8 年 8 月 7 日(金)** (完了報告書・修理写真の提出期限)

【令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に係る災害】

住宅の応急修理制度について(災害救助法)

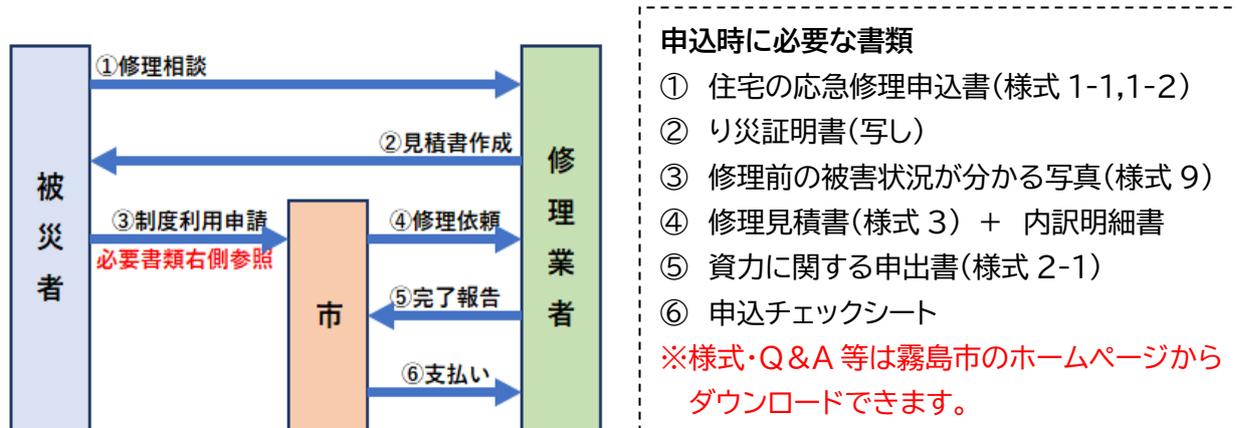
概要

令和 7 年 8 月 14 日に内閣府及び鹿児島県から今回の大雨災害における「住宅の応急修理制度」の実施要領が示され、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理について、災害救助法の支援を受けられることになりました。

屋根、壁、床・窓、台所・トイレなど **日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理が対象**となります。

※はじめに、ご自身で修理業者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、市に申し込んでください。

選定された修理業者に対し、市が依頼します。



イメージ図 大まかな修理(手続き)の流れ

★豪雨被害から修理完了までのポイント

- ・ 豪雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ **写真の撮影は必須**(修理前、修理中、修理後) (修理前・修理中の写真のない場合は図面提出)
- ・ 住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意してください。
- ・ 既に修理が完了していても、**修理費を支払っていない場合は対象となります。**

★対象とならない修理(市ホームページに Q&A・工事例を公表しています。)

住宅設備等のグレードアップ・家電製品(エアコン等)・倉庫や車庫の部分・事業等で使用している部分・空き家・自主施工・壁紙のみの貼り替え・畳のみの交換など

※借家の場合は、条件・その他必要書類があるため、霧島市ホームページの「住宅の応急修理制度に係る Q&A の 23 番」をご確認のうえ、建築指導課にご相談ください。**借家については、原則対象になりません。**

対象世帯

被害を受けた住宅が、**り災証明書**で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」と記載されたすべての世帯（「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。）

※ 同一の住宅(1戸)に 2 以上の世帯が居住している場合は、1世帯分のみ申請可能。

費用の限度額（1世帯あたり）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：739,000 円以内

準半壊：358,000 円以内

※費用は市から修理業者に直接支払います。

※**限度額を超える部分は、自己負担となります。**



応急修理（霧島市 HP）

受付・完了期限

受付開始予定日：令和 7 年 8 月 25 日（月曜日）から

応急修理完了期限：令和 8 年 8 月 7 日（金曜日）まで

相談受付窓口 霧島市役所建設部建築指導課 建築審査グループ（本庁舎本館 2 階）

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

電話(直通)0995-64-0954 e-mail:shido@city-kirishima.jp

住宅・住宅部分のみの支援です